

○ 「とじこんで保存しましょう」 ○

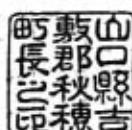
公示第二号

## 昭和四十七年度一般廃棄物の処理計画

秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第二条、及び秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第二条第一項の規定にもとづき作成された、昭和四十七年度一般廃棄物の処理計画を、同規則同条第二項の規定及び秋穂町公告式条例第三条但し書きの規定により、次のとおり公示する。

昭和四十七年四月一日

秋穂町長 福江勝



記

### 一、収集日及び収出場所

◎：収集日

浜中	天神町	大河内南	大河内北	部落名	搬出場所	一般廃棄物	不燃物	日
○○漁協鉄工所横	○○○キャンデー屋横	○○○尼本造船所下	○○○若村清氏宅下	○○北野善雄氏宅下	○岩本造船所下	毎週水・土曜日	第三土曜日の午后	
平田正二氏宅下	平田正二氏宅下	吉村加工場下	酒本徳三郎氏宅下	酒本徳三郎氏宅下		毎週火・金曜日		
ノリ出荷所下	ノリ出荷所下					第三日曜日		
9時40分頃	9時25分頃	9時10分頃	9時頃	9時頃	不燃物搬出場所			
同上	同上	同上	同上	同上				



広報

昭和47年4月1日

特集号

あいあ

## 二、収集する廃棄物の種類

1. 一般家庭から日常生活によつて生じる一般的なごみとする。但し次のものは当分の間収集しない。
- (1) ごみ収集車に収納出来ない大きなごみ（一片の長さが五十糪以上もの、不燃物についても同じ）
- (2) 同一人が一時に多量のごみを出した場合（一立方米以上又は三十キログラム以上のもの）
2. 産業廃棄物のうち一般廃棄物と併せ処理することができるものは次のとおりとする。
- (1) ガラスくず  
(2) 金属くず  
(3) 搬出容器  
(4) 搬出箱  
(5) 搬出袋  
(6) 蓋及びカギ付きのポリバケツ（氏名を記入しておくこと）  
(7) 一片の長さが五十糪以下の紙製きさの袋
3. 廃棄物の搬出容器及び搬出方法（不燃物を除く）

花 香 北	花 香 南 道	中 青 江	西 山 令	金 日 地 浜	小 赤 崎 内	浜	井 南 条	中 北
○○ 防長バス停 横	○○○○○ 旧森田氏宅 横	○○○ 浜地の先 大野商店 横	○○○ 安光久子氏宅 前	○○○ 住宅広場 公民館前	○○○ 吉本利作氏宅 横	○○○ 松崎アヤコ氏宅 横	○○○ 丸山豊氏宅 横	○○○ 東泉寺横 野菜出荷所横 時繁隆信氏宅 前
10時 20分頃	9時 50分頃	9時 40分頃	12時 30分頃	9時 15分頃	11時 30分頃	11時 10分頃	10時 45分頃	10時 30分頃
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	9時 50分頃

(1) 窒敗しやすいものや、水分を多量に含んだものは出来るだけ水分を取り除き予めビニール袋に入れること、新聞紙等によく包んだうえ搬出容器に入れることがよくしばりポリバケツ等の場合搬出容器等で搬出する場合は袋の口

## 四、

## (1) 不燃物の収集

は蓋を完全にしめカギを施して出すこと。  
 (2) ごみは収集予定時間の直前に指定された場所に出すこと。

不燃物の収集日及び搬出場所は前記一を参照のこと。  
 不燃物も収集当日指定場所に出すこと。(不燃物は一般ごみと一緒に出さないこと)

## ごみの収集にあたり

## 次のことにご協力下さい

四月一日よりごみの収集を開始しましたが、はじめての事業であり、実状にありますので、各位におかれても、ごみの収集業務が円滑にすすみますよう次のことご協力願います。

## ◎ 燃えるもの

ごみの量は年々増えております。限られた人員で最大の効果をあげるため燃えるごみは出来るだけ各自で焼却して下さい。

## ◎ ごみの搬出

(1) ごみの収集日と収集場所は部落毎に決められています。部落の収集予定時間の直前に決められた場所に出て下さい。(収集日の前日から出しておくことは絶対にしないで下さい。)

黒 潟 南	黒 潟 北	宮 之	西 天 旦	東 天 田	中 野	下 村	祇 園 町	本 町	東 本 町・上 本 町	加 茂 ・海 岸 通	屋 戸	中 津 江
○○○○○ 重上井墓 枝野方敏 ハナ秋氏 宅横前後	○○○○ 砂田西商店 側店前	○○○ 狐崎地 明神様 鳥居横	○○佐藤正己 徳万一子氏 宅前横	○○○○ 遊園地横 横沼孝明氏 宅横	○○○○ 原田武房氏 宅横	○○○○ 役場駐車場 中村班前	○○○○ 八坂神社前 保育所入口	○○○○ 保育所入口	○○○○ 下村公民館 小学校前	○○○○ 県営住宅 原田武房氏 宅横	○○○○ 八坂神社前 保育所入口	○○○○ 尾崎貞男氏 宅横
10時 20分頃	10 分 00 分 頃	—	9時 50分 頃	—	9時 20分 頃	9時 頃	12 時 10分 頃	11 時 50分 頃	11 時 20分 頃	11 時 頃	10 時 40分 頃	10 時 30分 頃
同 上	同 上	不燃物 集積所	不燃物 集積所	丸尾集積所 高岸集積所	不燃物 集積所	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

右の収集時間は状況により多少変更になる場合があります。

(口) ごみを紙袋等に入れて出された

辞退されたりしたときはその際納めて頂くことになります。

## 二、5. 4. 家畜等の糞尿 その他町長が指定するもの 町長の許可を要するもの

埋立地の利用制限

産業廃棄物の投棄には

許可証が必要です

(イ) 袋の口はよくしばつておき収集する際破損する虞れがあるような場合には繩か丈夫なヒモで十分補強しておいて下さい。  
ごみをポリ容器に入れて出される場合には、蓋を完全に締め、転んでも蓋がハズれないようて「カ

ギ」をかけて出して下さい。

お持ち帰り願います。

(二) 窓敗しやすいものや、水分を多量に含んでいるものは出来るだけ水分を取り除きビニール袋に入れること、新聞紙等によく包んでから容器又は紙袋等に入れるようにしてそのままの状態で直接搬出容器に入れて出すようなことは絶対にしないで下さい。

(ホ) 不燃物は不燃物の収集日に出して下さい。

◎ 収集手数料

一般家庭の収集手数料は一ヶ月五十五円で年二回（十月と三月の予定）に分けて納めて頂くことにしておりますが、途中で転出されたり、収集を

備考  
3.2.1. 大型車とは積載量二、五〇一㌧以上とする。  
耕耘機けん引トレーラー及び動力付運搬車は軽自動車に含める。  
その他とはリヤカー荷車類（動力付を除く）とする。  
右の金額は投棄一回当たりの額とする。

次のものを捨てる場合は五十糀以下に埋没するか、五十糀以上の覆土を

しなければなりません。

1. 小動物及鳥類の死体（前記一の1に該当するものを除く）

2. その他管理人が指示するもの

3. 許可証は埋立地管理人に渡して管理人の指示に従つて棄てて下さい。

## 埋立地はみんなで きれいにしましょう！

一般家庭から毎日排出されるごみの処理場として、現在埋立地があつがわれておりますが、ごみは年々増加しております。それがため埋立地の環境は次第に悪化しております。

町としても、これの対策に努力しておりますが、根本的には埋立地を利用される各位のご協力がなくては衛生的な管理も困難でありますので、埋立地を利用される場合は次のこととに特に注意し環境衛生の向上にご協力下さいますようお願ひいたします。

1. ごみは指定場所へ捨てましょう。

埋立地内でも、ごみの捨場が指定されています。別図のとおり鉄線で囲まれた部分は捨場ではありませんので、鉄線内には絶対に捨てないようにして下さい。

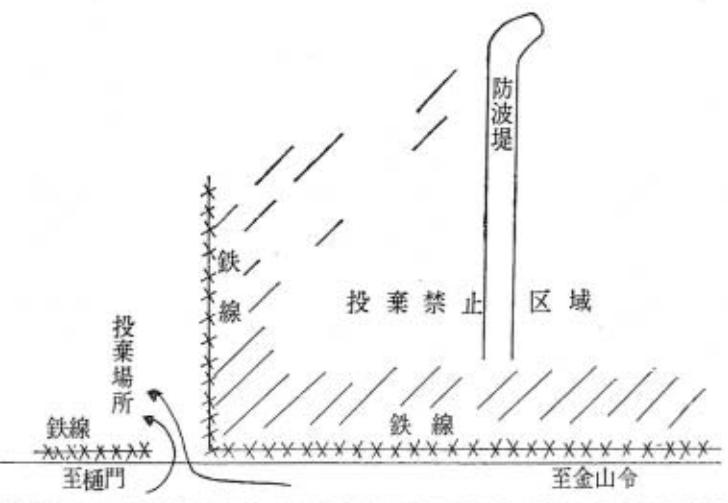
2. 管理人の指示に従いましょう。

埋立地には管理人がおりますので、管理人の指示に従つて下さい。

3. 飛散しないように

飛散しやすいごみは、縄かヒモ等で結束するか袋詰めにするかして風で飛散しないような方法を講じて捨てましょう。

投棄禁止場所と投棄場所図



## ごみの収集申出や 収集辞退の申出は いつでもできます

ごみは、ごみ捨場以外には捨てられないことになっています。ごみ捨場以外の場所（海岸や川土手など）に捨てられると、不法投棄として処罰されることになりますのでご注意下さい。



## ごみ処理専用紙袋の あつせんのお知らせ！

ごみの収集は、収集の申出をされた方を対象にしておりますが、収集の申出や収集辞退の申出は、いつでも出来ることになっております。申出書は各区長さん宅にも備えつけてありますので、今後収集の申出、又は収集辞退の申出をされる場合には印章をもって、区長さん宅か町役場保険年金課又は大海支所で手続きをして下さい。

ごみ専用紙袋のあつせんを行つております。価格は一枚十四円です。希望者は町役場保険年金課又は大海支所に申込み下さい。